

○工業立地の適正化に関する条例

昭和46年10月13日条例第64号

工業立地の適正化に関する条例をここに公布する。

工業立地の適正化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、工業立地の適正化を図るために必要な事項を定め、もつて県土の秩序ある発展と県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(工業立地の基本理念)

第2条 工業立地は、地域の特性に応じた土地の合理的かつ効率的な利用及び自然の保護、公害の防止等県民の健全な生活環境の確保を基本理念として、これを推進するものとする。

(定義)

第3条 この条例において「工業団地」とは、県、市町その他知事が指定する団体が造成する工場
の用に供する土地であつて、規則で定めるものをいう。

2 この条例において「公共施設」とは、道路その他の公共の用に供する施設であつて、規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第4条 県は、自然的、経済的、社会的諸条件に応じた工業立地の適正化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市町の責務)

第5条 市町は、県の実施する工業立地の適正化に関する施策に協力するとともに、当該地域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた工業立地の適正化に関する施策を策定し、及びこれを実施するように努めるものとする。

(工場設置者等の責務)

第6条 工場を設置し、又は工場の用に供する土地（以下「工場用地」という。）を造成しようとする者は、県及び市町の実施する工業立地の適正化に関する施策に従つて工場を設置し、又は工場用地を造成するように努めなければならない。

(工業立地計画)

第7条 知事は、工業立地の適正化を図るため、工業立地計画を策定するものとする。

2 工業立地計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 工業立地の目標

- (2) 工業立地を推進すべき地区（以下「工業開発地区」という。）の選定に関する事項
- (3) 工業開発地区に導入すべき工業の業種及び規模に関する事項
- (4) 工業開発地区における工場用地の取得及び造成に関する事項
- (5) 公害の防止その他生活環境の保全に関する事項
- (6) その他必要な事項

3 工業立地計画は、国及び県の開発に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 知事は、第1項の規定により工業立地計画を定めようとするときは、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条の規定による産業立地審議会の意見を聞かなければならない。

5 知事は、第1項の規定により工業立地計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 知事は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、工業立地計画を変更するものとする。

7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定による工業立地計画の変更について準用する。

（工業団地の造成）

第8条 県は、工業開発地区内における適正な工業立地を図るため、計画的な工業団地の造成に努めるものとする。

2 県は、工業団地が造成された場合において、必要があると認めるときは、当該工業団地に直接関連する公共施設を整備するための事業を実施するものとする。

（工業団地造成者の責務）

第9条 工業団地を造成しようとする者は、工場の適切な配置及び道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を整備するとともに、公害の防止について考慮を払うように努めなければならない。

（工場設置の届出）

第10条 工場用地が1,000平方メートル以上である工場を設置しようとする者は、当該工場用地の取得前又は当該工場の設置のための工事の開始の日の90日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 当該工場における製品（加工修理業に属するものにあつては、その内容）
- (3) 当該工場の設置の場所
- (4) 当該工場の建築面積及び敷地面積
- (5) 当該工場の設置のための工事の開始の予定年月日
- (6) 当該工場の操業の開始の予定年月日

(7) 当該工場から排出し、又は発生することが予想されるばい煙、汚水、騒音等の量等に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該工場の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(助言又は勧告)

第11条 知事は、前条第1項の規定による届出書の提出があつた場合において、その届出に係る事項が次のいずれかに該当するときは、その届出をした者に対して、当該工場の設置に関し必要な事項について、助言し、又は勧告することができる。

(1) 当該工場を設置しようとする土地が工場用地として不相当であると認められるとき。

(2) 当該工場を設置しようとする地域の自然条件又は立地条件からみて、当該場所を当該工場に係る業種の用に供するよりも他の業種の工場のために供することとするのが適当であると認められるとき。

(3) 当該工場の設置によつて、その周辺的生活環境が著しく悪化するおそれがあると認められるとき。

(勧告に従わない場合の措置)

第12条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、工業用水道事業者に対して、当該工場に対する工業用水の供給を行なわないように要請する等必要な措置を講ずることができる。

(情報の提供)

第13条 知事は、工業開発地区内に工場を設置しようとする者に対して、工場用地、労働力の需給その他工場の設置のために必要な事項に関する情報を提供するものとする。

(工業団地に係る事業に対する補助)

第14条 県は、工業団地が造成された場合において、市町が当該工業団地に直接関連する公共施設を整備するための事業を実施するときは、予算の範囲内において、当該市町に対して、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

(過密地域からの移転促進のための援助)

第15条 県は、必要があると認めるときは、県内の既成都市区域（近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域をいう。）内から工場を移転する者に対して、当該移転のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(報告の徴収)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、工場の設置者に対して、工場の設置等に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条及び第15条の規定は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の公布の日に第10条に規定する工場の設置のための工事をしている者及び同日から90日を経過する日までの間に同条に規定する工場の設置のための工事を開始する者については、同条の規定は、適用しない。